

# 本人確認書類について

2020年4月1日の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の改正に伴い融資お申込み時にご提出いただく本人確認書類について下記のとおりいただいております。

本ローンでは、本人確認書類と在籍確認用として、「健康保険証（両面）」の写しをいただいております。

本人確認書類として、以下の書類2点（いずれも写し）をご用意ください

1

健康保険証（両面）の写し

+

2

A群またはB群より1点の写し

## 《ご提出いただく本人確認書類の一例》

【健康保険証（両面）】+【A群から「運転免許証」】をご提出いただく場合

### ① 健康保険証（両面）の写し

（表面）

（裏面）

ここを塗り潰してください

※上記例を参考に「記号」「番号」「保険者番号」「QRコード」がある場合はそれも含めて、判別できないようにマスキング（塗りつぶす等）して、ご提出願います。

QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

### ② 運転免許証の写し

お申込書にご記入いただいたご住所と同一住所であるかご確認ください。

- ① 運転免許証 または 運転経歴証明書（住所、氏名の変更のある場合は裏面も必須）
- ② パスポート（日本国発行のものに限る、また顔写真、住所記載ページの両方が必須）
- ③ 在留カード または 特別永住者証明書（住所変更のある場合は裏面も必須）
- ④ 個人番号（マイナンバー）カード（通知カードは不可）
- ⑤ 身体障がい者手帳
- ⑥ 住民票の写し
- ⑦ 印鑑証明書

- ・「氏名」、「現住所」、「生年月日」の3点が確認できる事が必須です。
- ・ご提出いただいた本人確認書類は、不鮮明や不備などの理由により、再提出をお願いする場合がございます。
- ・①、②、③は、融資実行時点で有効期限内のものに限ります。
- ・②は、2020年以降の発給された住所記載ページがないものはご使用いただけません。
- ・④の場合は裏面は不要です。また、通知カードは本人確認書類とはなりませんのでご注意ください。
- ・④、⑤は要配慮個人情報の記載がある場合は、該当部分をお客さま自身で塗りつぶしてご提出ください。
- ・⑥、⑦は、発行日が融資実行日から前6か月以内のものに限ります。

A群

- ⑧ 公共料金（電気、ガス、水道、NHK、固定電話のいずれか）の領収書
- ⑨ 社会保険料の領収書
- ⑩ 国税・地方税の領収書、納税証明書

- ・「氏名」、「現住所」の2点が確認できる事が必須です。
- ・ご提出いただいた本人確認書類は、不鮮明や不備などの理由により、再提出をお願いする場合がございます。
- ・領収日付、領収印または口座振替である記載があるもので、発行日が融資実行日から前6か月以内のものに限ります。
- ・クレジットカード払い、携帯電話料金領収書はお取り扱いできません。

B群

※裏面もご確認ください

# ※1：健康保険証のご提出がない場合は、ご勤務先へお電話にて在籍確認をいたします。

## 健康保険証がお手元がない方

<1>、<2>のいずれかの方法で該当する書類すべてに現住所が記載されている書類の写しをご提出ください。

<1> A群から2点※1

<2> A群から1点、B群から1点の合計2点※1

## 健康保険証の住所が異なる方（住所の訂正ができない方）

健康保険証以外の該当する書類すべてに現住所が記載されている書類の写しをご提出ください。

健康保険証（表面） + A群 または B群 から2点

## 単身赴任中の方

### 【単身赴任先の住所でお申込みをされる場合】（申込書記載の住所が単身赴任先の方）

<1>～<3>のいずれかの方法で該当する書類すべてに単身赴任先の住所が記載されている書類の写しをご提出ください。

### 【家族居住の住所でお申込みをされる場合】（申込書記載の住所が家族居住の住所の方）

<1>～<3>のいずれかの方法で該当する書類すべてに家族居住の住所が記載されている書類の写しをご提出ください。

<1> 健康保険証（両面） + A群から1点 または B群から1点

<2> A群から2点※1

<3> A群から1点 + B群から1点※1

## 外国籍の方

お勤め先のご在籍と日本国内での在留資格または永住権があることを確認させていただくため、

以下2点の書類の写しをご提出ください。

健康保険証（両面） + 在留カードまたは特別永住者証明書（住所変更のある場合は裏面も必須）

※健康保険証がお手元がない（住所が訂正できない）場合は、A群から（③以外の書類）1点またはB群から1点と、

③在留カードまたは特別永住者証明書をご提出ください。※1

※略称や異なる文字・表記で記載された場合には、申込書のお書き直しをお願いいたします。

※日本名（通称）でお申込みの場合は、その氏名が確認できる書類をA群より1点追加してご提出ください。

注）なお、在留許可期間内の返済期間での返済となります。